

本会議・委員会のオンライン化に関する検討結果の骨子

－議会改革検討小委員会報告－（令和6年12月）

1 検討の経過

石田議長から議会運営委員会に対し行われた議会改革に関する諮問のうち、様々な人たちが参画しやすい環境整備として、本会議・委員会のオンライン化に関する検討を行った。

◆ 令和6年度議会改革検討小委員会の概要

- 1) 委員長 中村 正孝（自民）
同 委員 中島 武文（自民）、田島 祥充（自民）、古林 良崇（自民）、
大澤 彰久（自民）、北川 剛司（維国）、酒井 常雄（維国）、
光永 敦彦（共産）、森 吉治（共産）、岡本 和徳（府民）、
増田 大輔（府民）、小鍛治義広（公明）、山口 勝（公明）
- 2) 設置・開催 議会運営委員会に令和6年5月24日に設置
本会議・委員会のオンライン化の検討については8回開催

2 検討結果

本会議におけるオンライン質問への対応の要否、委員会のオンライン出席の事由の拡大等について検討した結果、以下のとおり提言する。

- ① 育児・介護をオンライン委員会の開催事由に追加するよう、京都府議会委員会条例を改正してはどうか。
- ② ①の改正を行った上は、オンライン委員会に関する申合せを別添のとおり改正してはどうか。

主な検討内容

【本会議関係】

- オンライン質問を行っても法的に出席扱いとならないことや議場の機器整備の状況等を踏まえ、本会議のオンライン質問については、当分の間、対応不要である。

【委員会関係】

- 現行の感染症まん延及び大規模災害等の緊急事態に加え、育児・介護をオンライン委員会の開催事由に加えるべきである。
- 総括質疑、秘密会及び互選委員会については、それぞれの性質を踏まえ、現行の申合せのとおり、オンライン開催の対象としない。

オンライン委員会に関する申合せ

1 オンライン委員会の開催事由

次のいずれかの場合において、委員長が必要と認めるとき

- (1) 府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するために必要な措置を講じるべき場合
- (2) 大規模な災害その他の緊急事態が発生し、又はそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合
- (3) 育児又は介護のため委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合

2 略

3 オンライン委員会の基本的事項

- (1) オンライン参加委員の責務

ア オンライン参加委員は、委員会の開催中、その審議に専念するものとする。

イ オンライン参加委員は、常に映像と音声の送受信により委員会室の出席委員と相互に状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守することとする。

(ア) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。

(イ) オンライン参加委員以外の者がいない室内で行うこと。

(ウ) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

(エ) オンライン参加委員は、不測の事態の際に事務局と連絡が取れるよう、携帯電話を常備すること。

ウ オンライン方式により委員会に参加するために必要な機器や通信環境についてはオンライン参加委員が整えることとする。

- (2) 略

4～8 略

(別紙)

育児又は介護のため委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合に関する確認事項

- 1 委員は、委員会の招集場所に参集することが原則であること及びオンライン委員会に関する申合せの3の(1)に規定するオンライン参加委員の責務に十分に留意してオンライン参加を申し出るものとする。
- 2 委員長は、前項の留意事項を踏まえ、やむを得ない理由があると認めた場合には、オンライン参加を許可するものとする。